

2025年8月28日

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
理事長 池 本 誠 司 殿

JustAnswer LLC 代理人  
モリソン・フォースター法律事務所  
弁護士 矢 倉 千 栄  
同 宇佐美 善 哉  
同 関 川 隣 子

### ご連絡

前略 当職らは、JustAnswer LLC（以下「当社」といいます）の代理人として、貴法人が当社に送付された2025年8月7日付「再申入書兼お問合せ」（以下「本申入書」といいます）に関し、以下のとおりご連絡いたします<sup>1</sup>。

まず、本申入書「第1 申し込みの内容」について、当社は、現在の申込確定画面が完全にガイドラインを遵守したものであり、さらなる修正は不要であると考えております。

しかしながら、本申入書における貴法人からの申し込みを真摯に検討した結果、当社の誠意を示すものとして、貴法人の申し込みに沿って申込確定画面を修正することといたします。なお、修正は、本年9月末を目途に実施する見込みです。当社といたしましては、かかる修正により、申込確定画面に関する貴法人のご懸念はすべて解消されるものと理解しております。

なお、「第2 その他、問合せ」において問い合わせ頂いた点については、検討の上、追ってご連絡いたします。

草々

---

<sup>1</sup> なお、本連絡書によるご連絡は、本請求書が消費者契約法41条1項に定める書面による差止請求として有効であることを認めるものではありません。